

工場等において用いた資材その他の物に含まれる
放射性物質についての放射能濃度に関する
原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
(GL0005_r1)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

1 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 2 第 1 項の規定に基づく、原子力事業者等（法第 57 条の 8 に規定する原子力事業者等、以下同じ。）の、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることについての原子力規制委員会による確認（以下「放射能濃度確認」という。）に係る運用を定めたものである。

なお、放射能濃度確認に当たっては、原子力規制検査等実施要領「4. 法定確認行為等と原子力規制検査の関係」に示すとおり、原子力規制検査の結果を活用の上実施することとする。

2 放射能濃度確認

2.1 放射能濃度確認の申請

(1) 放射能濃度確認の申請時期

放射能濃度確認の申請は、原子力事業者等があらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果の確認が行われた後、申請が行われることとなる。

(2) 放射能濃度確認申請書及び添付書類の記載内容

担当部署は、放射能濃度確認の申請があった場合は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 16 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項に規定の申請書及び第 2 項に規定の添付書類に不備及び過不足がないことを確認する。

a. 申請書の様式例を添付－1 に示す。

(3) 申請書に係る手数料納付

申請書の提出を受けた際に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 65 条に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続を行い、必要な手数料が納付されていることを確認する。

2.2 放射能濃度確認の実施

確認に当たって、原子力検査官は、原子力規制検査により事業者の保安のために講ずべき措置、法第 61 条の 2 第 2 項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価

の方法等に係る活動を監視することで、放射能濃度確認の対象となる工場等において用いた資材その他の物が法第 61 条の 2 第 1 項等の規定を満たしていることを確認する。

(1) 検査項目の抽出

担当部署は、確認対象となる事項を特定し、関連する事業者の活動に対する原子力規制検査の検査項目（以下「検査項目」という。）について、以下を参考に抽出する。

(BR0070 放射性固体廃棄物等の管理 基本検査運用ガイド)

(2) 放射能濃度確認の方法

抽出した検査項目について、申請以前の事業者の関連活動の実施状況についての原子力規制検査による結果確認を含め、原子力規制検査で確認すべき事項を必要に応じ特定し、当該検査項目の検査を担当する職員に伝達し、以後、相互に情報共有を図るものとする。

担当部署においては、一連の確認の実施により、当該検査項目で検査指摘事項がないこと又は検査指摘事項の内容が当該申請等に係る確認対象となる事項に影響を及ぼすものとなっていないことを確認することとし、必要に応じて事業者の活動状況、記録等を確認するものとする。

また、受理した申請書の記載事項について確認するものとする。

2.3 放射能濃度確認の終了

(1) 放射能濃度確認の終了の確認

原子力規制委員会は、放射能濃度確認の終了に当たり、原子力規制検査の結果を取りまとめ、規則第 2 条の規定に基づく確認の基準に適合していることを確認する。

(2) 放射能濃度確認証の交付

原子力規制委員会は、規則第 4 条の規定に基づき、添付－2 に示す様式による放射能濃度確認証を申請者に交付するものとする。また、法第 72 条の 2 の 2 第 2 項に基づき、添付－3 に示す様式により、遅滞なく環境大臣に連絡する。

添付－１ 放射能濃度確認申請書の例

放射能濃度確認の申請書（第○回）^{（注）}

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所
氏 名 （名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり申請します。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地（船舶にあっては、その船舶の名称）	
三 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称	
四 放射能濃度確認対象物の種類、及び総重量	
五 放射能濃度確認対象物に含まれる放射能物質の放射能濃度の測定及び評価に用いた方法	
六 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果	
七 確認を受けようとする期日	
八 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

（注）：分割して申請する場合には、記載すること。

添付－２ 放射能濃度確認証の例

放射能濃度確認証

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

○年○月○日付け○○をもって申請のあった核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度確認の件については、同項の規定に定める基準に適合していることを確認したので、放射能濃度確認証を交付します。

添付－3 環境大臣宛て連絡の例

番 号
年 月 日

環境大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

〇〇〇〇において用いた資材等に含まれる放射性物質の
放射能濃度の確認について (連絡)

標記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)第61条の2第1項の規定に基づき別添のとおり
確認したので、同法第72条の2の2第2項の規定に基づき連絡します。

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/04/21	<p>○運用の明確化</p> <p>①確認対象及び手続を明確化（2.放射能濃度）</p> <p>②クリアランス関連規則統合に伴う改正（添付－1 放射能濃度確認申請書の例 他）</p> <p>○記載の適正化</p>	